

事務連絡
令和8年8月27日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

公知の事実に係る生活衛生関係法令上の変更届出について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年地方分権改革に関する提案を踏まえ、生活衛生関係法令において、申請事項又は届出事項に変更があった際の届出の中で公知の事実に係るものにつきまして、下記のとおり取扱いを整理いたしましたので、御連絡します。

記

下記の規定に基づく変更の届出に関して、選挙による都道府県知事又は市区町村長の交代のように公知の事実に係るものについては、あらためて当該届出を求めることは要せず、届出を提出させる必要はない。

- ・理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第2項
- ・クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第3項
- ・美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第2項
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第5条第3項
- ・公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第4条
- ・旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条

以上